

学校法人郡山開成学園 郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 ガバナンス・コード【第1版】点検結果について

令和6年度の状況

郡山女子大学及び郡山女子大学短期大学部は、日本私立短期大学協会が示すモデルに基づき、令和2年4月1日にガバナンス・コード【第1版】を制定した。

令和6年度における状況について点検した結果は以下のとおりである。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

- 1 経営と教学の連携・協力
- 2 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容
- 3 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方
- 4 地域貢献

以上の各項目については、概ね遵守されている状況である。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

- 1 理事会機能の充実
- 2 監事機能の充実
- 3 評議員会機能の充実

以上の各項目については、概ね遵守されている状況である。

第3章 教学ガバナンスの充実

- 1 私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実
- 2 学長のリーダーシップと教員組織の充実
- 3 教職員の資質向上

以上の各項目については、遵守されている状況である。

第4章 情報の公開と公表

- 1 情報公開と発信

以上の項目については、遵守されている状況である。